

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一一―四―七

人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(休職の場合)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに</p> | <p>(休職の場合)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに</p> |

該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができ。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員（以下「専従休職者」という。）が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第

該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができ。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員（以下「専従休職者」という。）が復職したとき又は派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員、官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員、法科大学院派遣法第

十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二条第十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

十一条第一項の規定により派遣された職員、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員若しくは平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様と

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

する。